

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成27年9月3日

京都市長 門川 大作

## 1 都市計画を定める土地の区域

### 変更する部分

北区上賀茂向繩手町，上賀茂畔勝町，上賀茂桜井町，上賀茂御菌口町，上賀茂中ノ坂町，上賀茂北ノ原町，上賀茂前田町，上賀茂本山，上賀茂高繩手町，上賀茂石計町，上賀茂土門町，大宮玄琢北町，大宮田尻町，大宮東総門口町，西賀茂下庄田町，西賀茂上庄田町，西賀茂大道口町，西賀茂大栗町，平野上柳町及び紫竹北栗栖町の各一部

左京区上高野大湯手町，静市市原町，岩倉忠在地町，岩倉西河原町，岩倉中河原町，岩倉南河原町，岩倉下在地町，岩倉花園町，岩倉長谷町，岩倉幡枝町，岩倉中町，岩倉北桑原町，岩倉南桑原町及び岩倉三笠町の各一部

山科区西野野色町，東野舞台町，東野北井ノ上町，東野中井ノ上町，大塚中溝，小山西御所町，小山鎮守町，柳辻草海道町，柳辻池尻町，勸修寺本堂山町，勸修寺東金ヶ崎町，勸修寺東堂田町，西野山桜ノ馬場町，西野山中臣町，西野山射庭ノ上町及び西野山欠ノ上町の各一部

南区吉祥院前田町，吉祥院蒔絵町，吉祥院嶋高町，上鳥羽南塔ノ本町，上鳥羽藁田，上鳥羽卯ノ花，上鳥羽清井町，上鳥羽塔ノ森東向町，久世上久世町，久世中久世町三丁目，久世殿城町，久世大藪町及び久世築山町の各一部

右京区太秦袴田町，太秦中筋町，山ノ内赤山町，西京極中町，西京極徳大寺団子田町，梅津石灘町，梅津北川町，嵯峨蜻蛉尻町，嵯峨広沢御所ノ内町，嵯峨新宮町，嵯峨大覚寺門前六道町，嵯峨観空寺久保殿町，嵯峨観空寺岡崎町及び北嵯峨北ノ段町の各一部

西京区上桂前川町，桂久方町，桂清水町，桂芝ノ下町，桂上野東町，桂浅原町，桂北滝川町，御陵塚ノ越町，山田出口町，山田南山田町及び嵐山森ノ前町の各一部

伏見区毛利町，治部町，桃山町下野，桃山町和泉，桃山町大島，醍醐御陵東裏町，醍醐切レ戸町，醍醐川久保町，醍醐西大路町，小栗栖牛ヶ淵町，石田森南町，深草大亀谷東寺町，深草大亀谷大山町，深草大亀谷金森出雲町，深草大亀谷東久宝寺町，竹田中川原町，竹田田中殿町，竹田松林町，竹田藁屋町，下鳥羽前田町，下鳥羽北円面田町，横大路天王前，横大路菅本，横大路一本木，久我石原町，久我本町，久我御旅町，久我森の宮町，羽束師菱川町，羽束師志水町，羽束師鴨川町及び淀樋爪町の各一部

## 2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

## 3 縦覧期間

平成27年9月3日から同月17日まで（ただし，土曜日，日曜日は除く。）

## 4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし，正午から午後1時までは除く。）

## 5 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は，住所，氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を，上記縦覧期間満了の日までに（必着。ただし，郵送による場合は，期間満了の日までの消印のあるものは有効），京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地，京都市都市計画局都市企画部都市計画課），ファックス（075-222-3472）若しくは電子メール（[tokeika@city.kyoto.jp](mailto:tokeika@city.kyoto.jp)）によって提出してください。

## 6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

（都市計画局都市企画部都市計画課）